

議事録	第2回 甲州市文化的景観保存活用計画策定アドバイザー会議
日時	令和6年7月5日(金) 10時から12時
場所	甲州市民文化会館 3階第2研修室
出席者	<p>委員：輿水達司(会長)、菊池淑人、上野昇、今村英香、雨宮正明、水上和彦、川崎敏朗、古屋真太郎、高安一、山田充、小野正文(副会長)</p> <p>オブザーバー：市原富士夫、保坂和博、広瀬亮(代理)、野田一寿、八巻一也(代理)、廣瀬仁</p> <p>※前田政策秘書課長、丹澤農林振興課長は公務のため欠席。課員が代理出席。</p> <p>事務局：小林俊彦、小林好彦、森なおみ、高野愛(記)</p>
議題	<p>(1) 第1回アドバイザー会議での課題と回答(報告)</p> <p>(2) 文化的景観の保護に関する基本方針</p> <p>(3) 重要な構成要素</p> <p>(4) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項</p> <p>(5) 既存法令による規制・誘導と土地利用について</p> <p>(6) 文化的景観の整備と継承に関する方針</p> <p>(7) その他</p>
内容	<p>(1) 第1回アドバイザー会議での課題と回答(報告)</p> <p>(資料1説明)</p> <p>上野：課題一つ目の回答の中で、⑥傾斜農地エリアについては、過去に市景観計画における景観形成重点地区とする計画があり、その際住民説明会において、反対の声が上がり計画が頓挫してしまった経過があるとあるが、今回の計画でも実際にそういう意見があるのか。</p> <p>野田：当時、景観形成重点地区とする計画があり、住民説明会を行ったが、反対の声だけでなく、賛成の声も出たため、住民意見がちょうど半々になってしまった。そのため、方針を示すことができず、計画を進めることができなかった。方針をしっかりと示すことが重要だと思う。</p> <p>高安：重要な構成要素としていない文化財についても、何か活用の方法があるのではないかと考えている。例えば、勝沼にある横落の樋について、江戸時代には水争いがあり、訴えの結果、この樋を通じて日川からの水を配水することが認められた歴史があり、重要なものと思う。そこに案内看板が建てられているが、文字が薄くなっている。この看板だけでなく、市内にある看板も文字が薄くなっているものが多く見られる。</p> <p>事務局：説明看板の劣化については、先日の議会でも指摘があった事項である</p>

ので、今後修繕をしていく予定である。ただとても数が多いので、順次直していく方針である。

菊 地： ブドウ冷蔵庫について、前回から重要な構成要素として特定する数が増えたことは良いことだが、水路などの地下水を利用したブドウ冷蔵庫という形が一つの特性である。河川周辺では地下水で冷却し、冷蔵庫としていたが、祝 19 号については、周囲に水路を回すことで、冷却を行っていた。貴重なものなので、その点を踏まえて追加するのはどうか。

事務局： 今回の特定は所有者により管理されているものを選んだ。今後、構成要素として、所有者の同意をもらう中で、管理されているものを選んだ。祝 19 号も管理されていないような様子が見られた。

菊 地： 直接所有者に話をしてみてもいいか。

事務局： まだ実際には話をしていない。

菊 地： 調査時の際は、所有者はブドウ冷蔵庫を守っていくという気持ちがある方だったと思う、もう一度検討してみてはどうか。

事務局： 検討する。

## (2) 文化的景観の保護に関する基本方針

### (3) 重要な構成要素

(資料 2-1 と 2-2 説明)

菊 地： 保護に関する基本方針については、以前作成した内容とほぼ修正をしていない状態だと思う。営農か歴史的プロセスを重視するのかどちらかを選択して、記述をしていく必要があると思う。

また、養蚕業などに伴う信仰や行事と保護の方針に書かれているのであれば、重要な構成要素として養蚕関連を追加したほうがいいのではないか。

事務局： 検討する。

## (4) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

(資料 3 説明)

古 屋：和風建築のワイナリーということで、わたしはその建築に住んでいるので、少し意見を言いたいと思う。古い建物でも現在の消防法などに合わせなければならない。他の和風建築のワイナリーであるクラムボンさんや丸藤さんなども同様に古い建築には、古い基準があったわけで、その基準に合わせて作った経過がある。現在の建築基準法や消防法などの中に例外を作って、守っていく必要がある。

建築違反をしている状態ではあるが、それは私がやったわけではな

く、現在の法律に合わせて、これを直せ、あれを直せということでは、個人で管理しきれない未来が想像できてしまう。

興 水：現実的な問題だと思う。どなたが答えるか。

事務局：建築基準法や消防法にはそれぞれの目的があって、何か起きたときのためにあると思う。しかし現実的な問題など、古屋さんの仰っている内容も理解できる。文化財保護の観点から文化庁としては、どう考えているかご意見をいただきたい。

市 原：地域からの切実なお話をありがとうございました。文化財に指定すると適用除外（建築基準法や消防法における）を受けられるので、文化的景観の重要な構成要素もその一つのツールとして使える。具体的な例はわからないが、建築基準法や消防法において文化的な価値を踏まえて、除外するなど、市がそのような調整ができるよう文化庁としても手助けをしたいと思う。

風力発電も国策として進めているが、景観法的には地域の中に大きな遺物が出てくるのはどうかという意見があり、文化庁も法と施策の狭間になっているところもある。

興 水：調査官ありがとうございました。

菊 地：土地利用に関する事項につきまして、歴史的なプロセスについて記載してある部分があるが、守る対象にはなっていないので、蛇足的だと思う。

もう1点は、本当に守れるのかという部分が書かれているところが気になる。例えば観光ブドウ園の高い棚について、それ自体にたしかに価値はあるけれども、残す必要がない時代に入ってきている。特性に記載してしまうと守らなければならなくなる。甲州街道・勝沼宿エリアの家屋で「切妻屋根、棧瓦葺・・・」とあるが、これも残す対象なのかと思う。

3つのエリアについて、岩崎の畑と勝沼の畑だとどう違いがあるのかについて記載することで、それぞれの守り方を示していけると思う。

興 水：住民説明会等でこの辺りのことが一番意見の出る項目と思うが他のご意見いかがでしょうか。

川 崎：わたしの家も高い棚の観光ブドウ園をやっていたが、両親も高齢になって、観光園はやらなくなったが、高い鉄骨はそのまま残っている。ブドウ栽培はそのまま続けているが、高いところの作業は大変になっていて、将来的に低くしようと思っている。その低くすることにさえ、規制がかかることは困る。

畑から宅地への転用は、現在も農振法で規制がかかっているが、それ

以上の規制がかかるのは住民としては心配。

事務局：現在は現行の規制以上の規制はかからないよう考えているが、個票を作成していくときは、より細かいところはお互い協議をしながら考えていきたい。

市原：構造物に対して、まずは営農が一番で畑を続けていただくということが大事だと思う。ただ景観が良いところなので、全部がビニールハウスになってもいいのかというところもある。そういった細かい工作物の規制などについては、まだ議論が詰められていないので、今後検討していきたい。

#### (5) 既存法令による規制・誘導と土地利用について

##### (資料4説明)

上野：今ある法では、太陽光パネルについて、農地の上に設定することは許可されている。農業委員会ではいいが、文化的景観ではだめというようなことはあるのか。

事務局：現在では現行の法以上の規制は考えていないが、今後個票を考えていく上で検討をしていくかもしれない。

菊地：重要な構成要素の話じゃないので、個票では守れないはずだが。

事務局：訂正する。計画の中の方針として。

#### (6) 文化的景観の整備と継承に関する方針

##### (資料5説明)

菊地：日本遺産とどう連携するかが大事になってくると思うので、どこかに記載したほうが良いと思う。また住民は、世界農業遺産と日本遺産と文化的景観はどう違うのか混乱すると思うので、上手に棲み分けをしてコラボレーションしていく必要があると思う。

古屋：空き家問題についてだが、わたしの隣の家が空き家になったため、買い取った。整地できたからいいが、空き家のままでは、ワイナリーに行くまでの景観を悪くしてしまうところだった。空き家については、国の対策がないと困る。

輿水：国という意見が出たので調査官いかがか。

市原：全国的に課題があることだと思う。文化的景観の中で、空き家対策を盛り込もうとしている自治体もあるが、まだ具体的にはなっていない。

高安：私がフットパスをするときは、まず勝沼駅に行き、景観全体を見せる。その次にぶどうの国文化館へ行き、説明をしている。文化館は観光に特化しており、勝沼のブドウとワインの歴史を通して学ぶことができる。市民への教育の場として、活発に利用していくべきだと思う。

事務局：文化館については建物の老朽化もあり、保管されているブドウ栽培用具は、宮光園に移していきたいと思っている。現在、利用の仕方についても再検討しているところである。

興 水：わたしは地質学が専門なので、地質的にもいい景観の地域なので、アピールしていくのが良いと思う。

菊 地：ブドウ栽培用具については、利活用して欲しいと思っている。

(7) その他

山 田：勝沼氏館跡について、建屋の屋根が壊れているが、修繕して欲しいという声がよく届く。また草は刈られているが、時期になると竹がすごいので、ぜひ整備してほしい。

事務局：館跡については、保存活用計画を来年度以降策定していく予定である。その後、国の補助金を受けることができるので、順次修繕していきたいと思っている。

興 水：予定していた議事は以上となるので、議事を終了する。